

北九州交通圏における特定地域指定基準への適合状況

《適正車両数》

平成 25 年度末車両数	適正車両数 (上限)	適正車両数 (下限)	平成 25 年度末車両数と 適正車両数 (上限) との 乖離車両数	平成 25 年度末車両数と 適正車両数 (上限) との 乖離率
2,892 両	2,550 両	2,408 両	342 両	11.8%

《指定基準》

(1) 実働実車率の要件

(H13) 33.8% (H25) 29.5% (減少率) 12.7%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 55.5% (H25) 65.6% (収支差) 10.1ポイント

(3) 人口要件

北九州市 約96万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 47,592,875km (H25) 46,451,267km (増加率) ▲2.4%

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 21,589円 (H25) 19,864円 (減少率) 8.0%

日車実車キロ (H13) 65.8km (H25) 54.3km (減少率) 17.4%

② 法令違反の発生状況の要件

(福岡県) 0.0445件 (全国平均) 0.0509件

③ 事故の発生状況の要件

(北九州交通圏) 5.500件 (全国平均) 7.567件

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

6月22日付けで協議会より「指定に同意する」旨の報告あり

北九州交通圏のタクシー事業の規模

・車両台数	・	・	・	・	3,367両
・輸送人員	・	・	・	・	2,173万人
・営業収入	・	・	・	・	178億5,474万円



○法人タクシー

事業者数	・	・	・	・	79者
車両台数	・	・	・	・	2,892両
運転者数	・	・	・	・	4,296名
輸送人員	・	・	・	・	2,071万人
営業収入	・	・	・	・	169億9,338万円

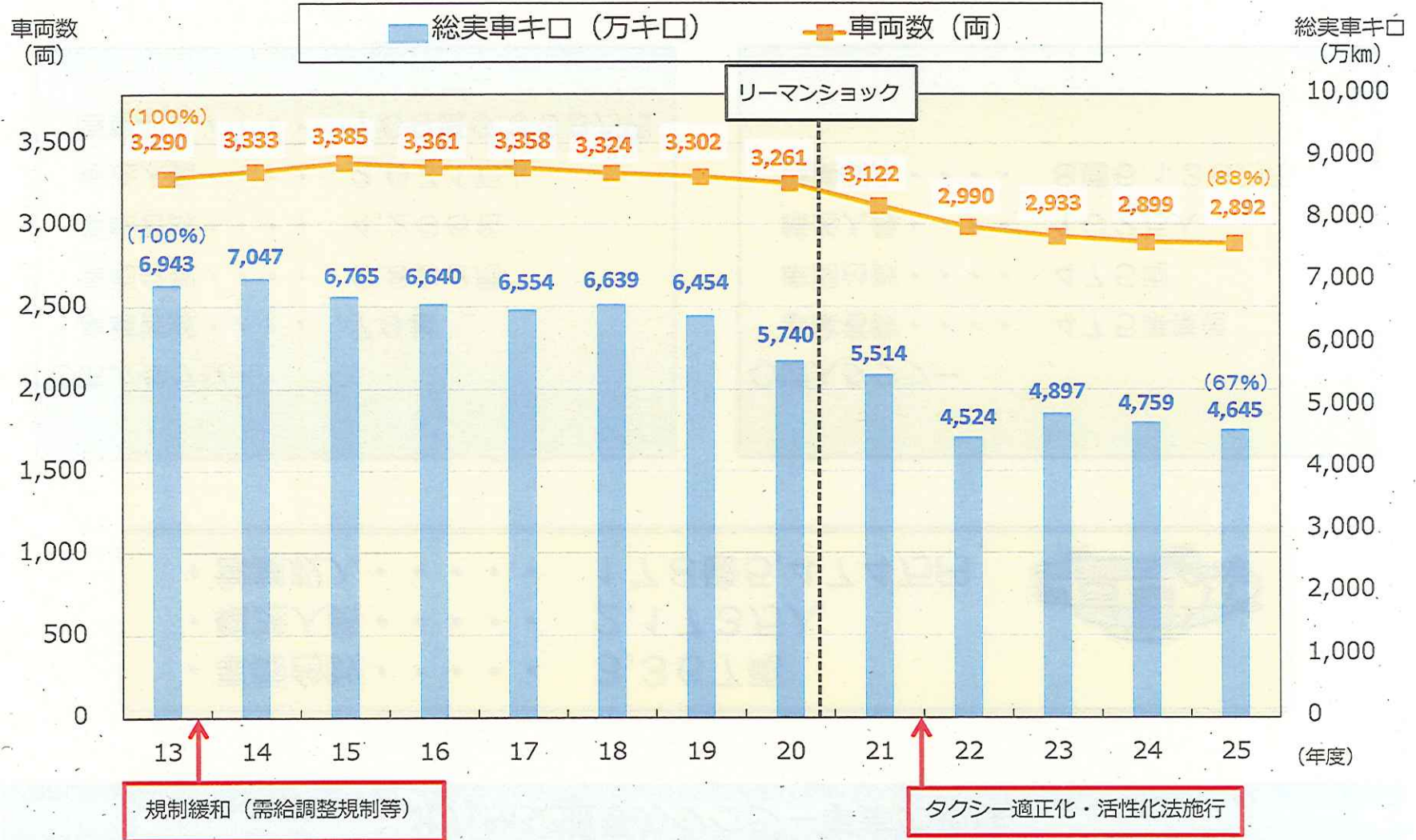
○個人タクシー

事業者数	・	・	・	・	475事業者
車両台数	・	・	・	・	475両
輸送人員	・	・	・	・	102万人
営業収入	・	・	・	・	8億6,136万円

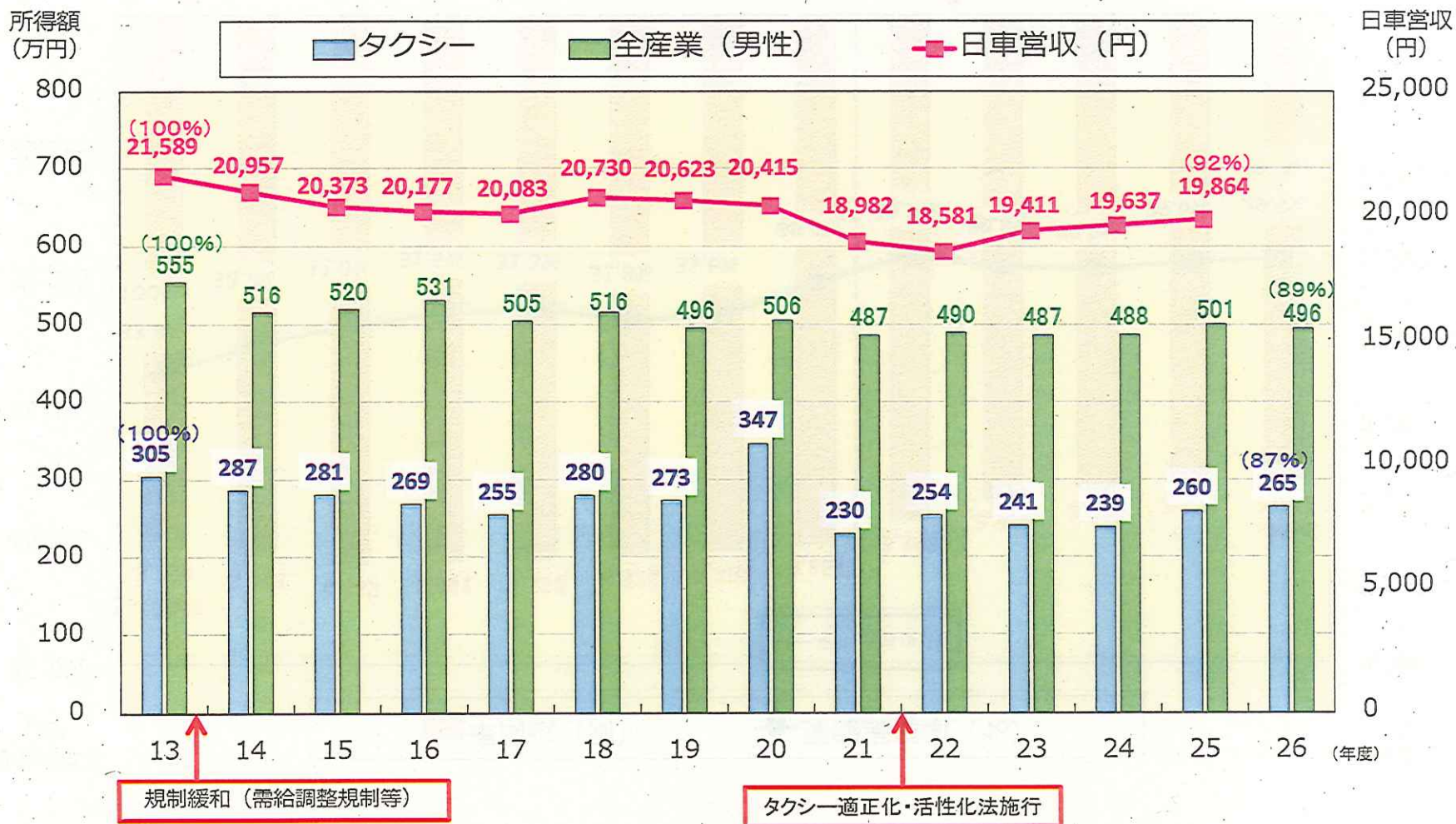
平成26年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

車両数（供給量）と実車走行キロ（需要量）の推移



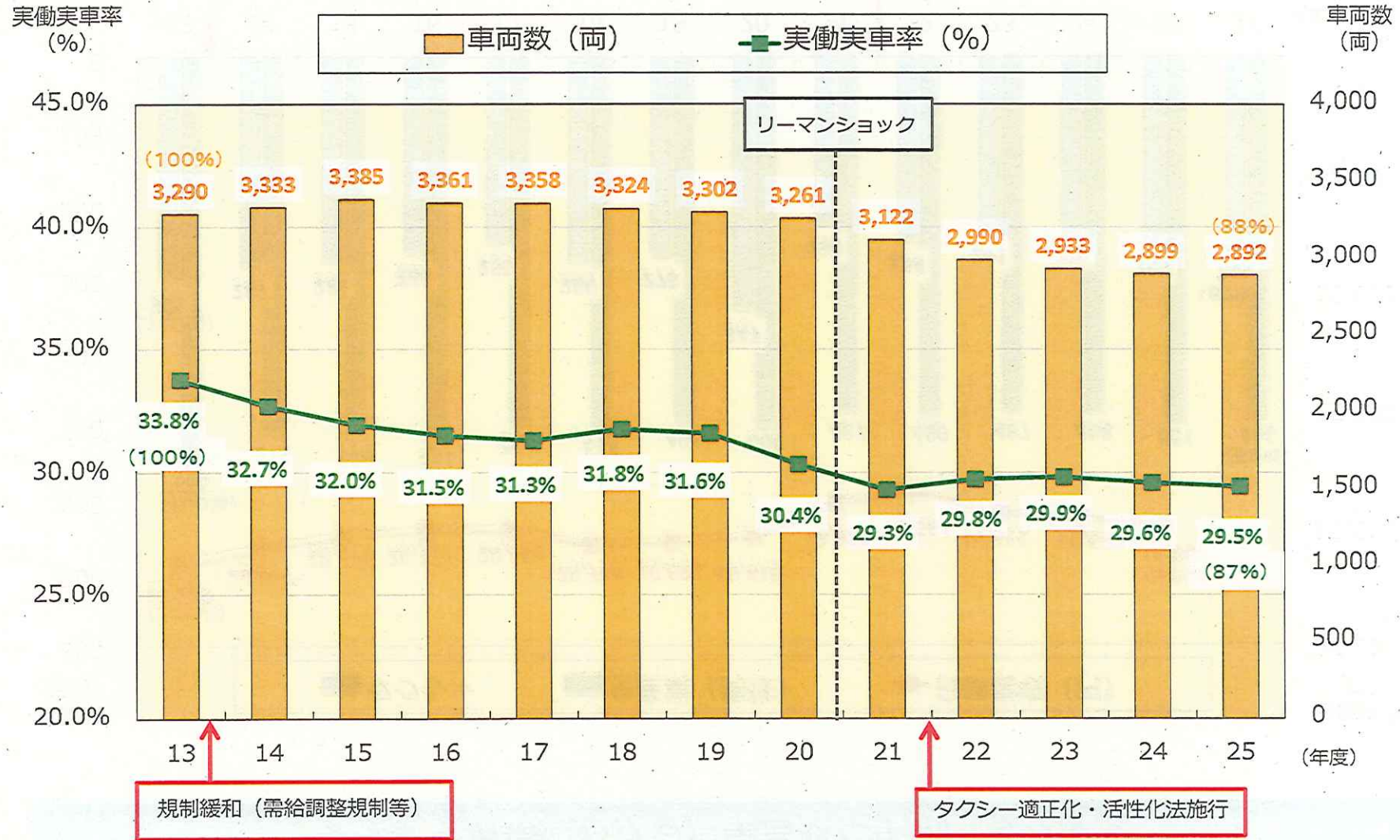
タクシー事業における日車営収と年間所得の推移



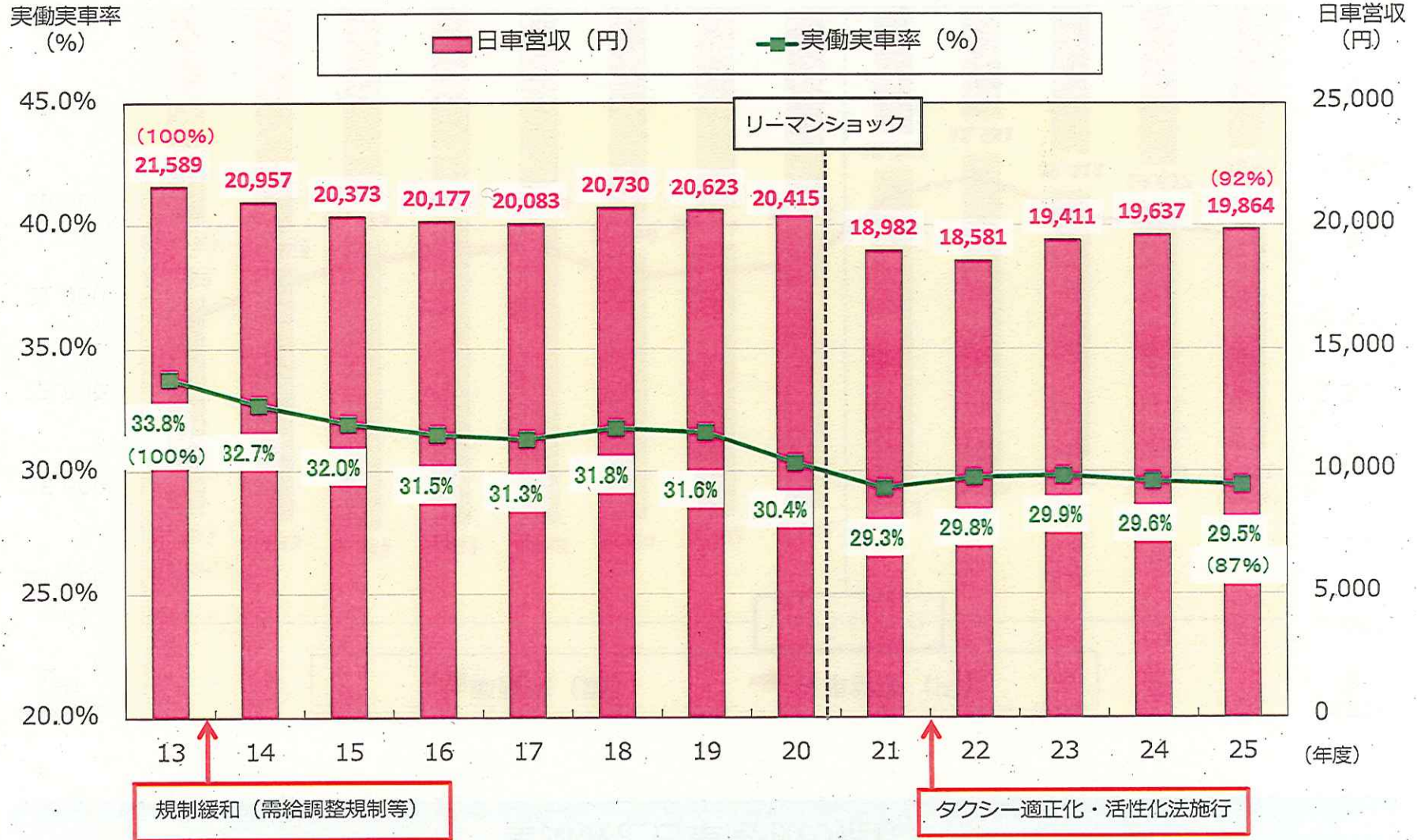
注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入（毎年度）

注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により国土交通省が推計した値

車両数と実働実車率の推移

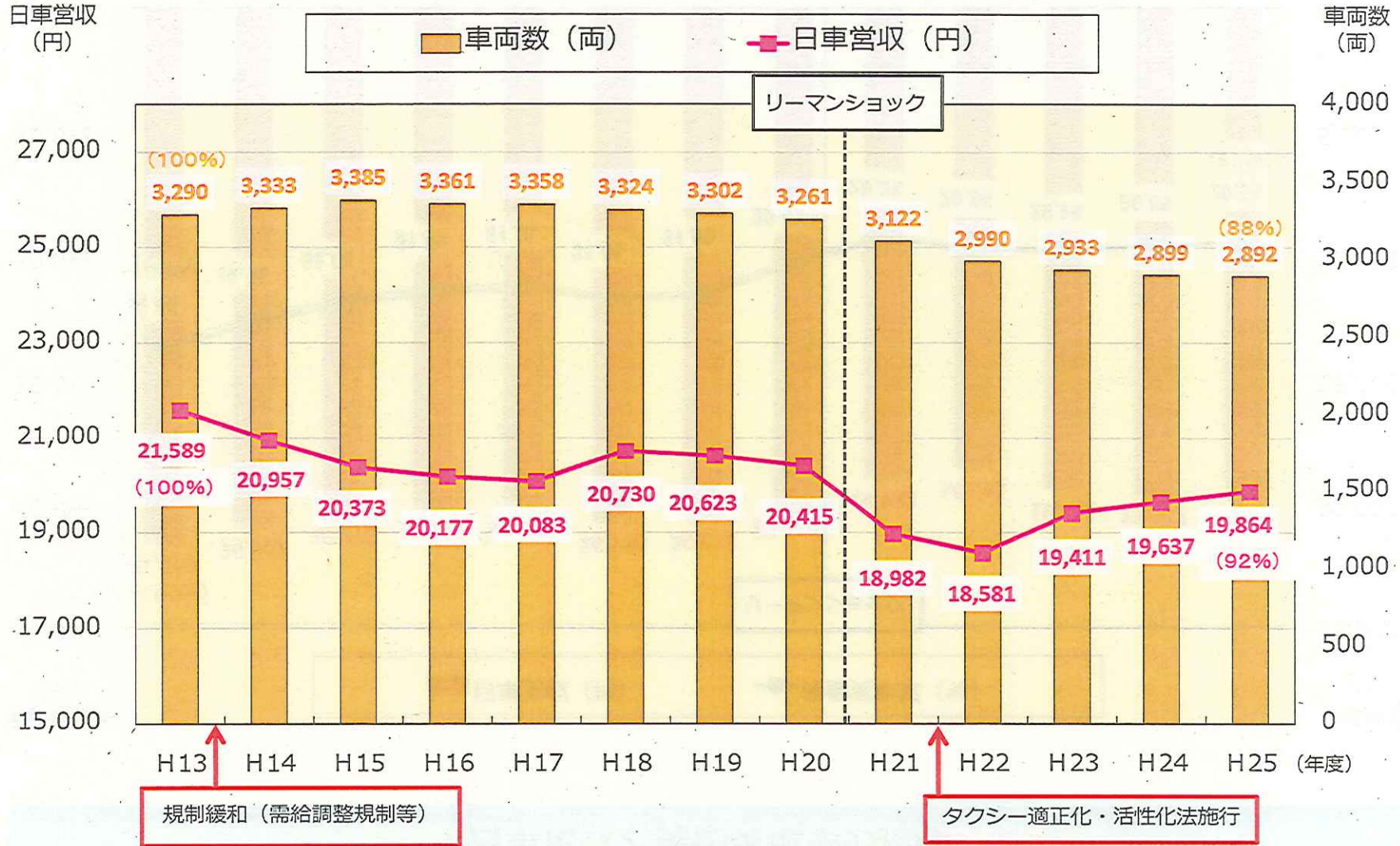


日車営収と実働実車率の推移



P73

車両数と日車営収の推移



タクシー特措法による適正化・活性化の取組状況について

適正化に向けた取組（活性化事業計画の認定状況）

事業者数 (H27.3末)	活性化事業計画 認定事業者数	事業再構築 (減車・休車) を定めた 事業者数	基準車両数 (旧特措法に基づ く基準車両数) ①	現在車両数 (H27.3末) ②	減休車率 (①-②)/①	適正車両数
77者	76者	56者	3,270両	2,843両	13.1%	2,550両 ~ 2,408両

活性化に向けた主な取組事例

タクシーモニター制度

昭和52年の運賃改定時から、利用者サービスの改善と向上のため20名の市民にタクシーモニターを依頼する「タクシーモニター制度」設けている。

タクシーモニターは、タクシーを利用して気付いた点をハガキによる通報・協会の指導委員会との意見交換会（年2回）を行っている。

ハガキによる通報は、該当事業者に連絡して改善・指導結果を求め、意見交換会での発言も各事業者に周知を図り、サービスの改善向上につなげている。



タクシー乗場の改善

北九州市内中心部におけるタクシーの違法駐停車が恒常化し警察・道路管理者など関係者からも問題視されていた。

そこで、小倉北警察署・北九州市小倉北区役所・福岡運輸支局と連携した「小倉北区におけるタクシー乗り場等の適正化協議会」を設置し、昼間は事業者による当番制、夜間は専属指導員の監視による反則金制度等を設け適正化を図ったところ、顕著な改善が見られたことから、所轄警察署が新たに2か所の乗場設置を認め、慢性的な乗場の不足の改善の一助となった。



平成27年6月22日

国土交通大臣 殿
(九州運輸局長経由)

北九州交通圏タクシー準特定地域協議会

会長 梅本和秀



特定地域の指定に関する決議について (報告)

平成27年6月18日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意するとの結論に至りましたので報告致します。

